

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| インシデント種類 | 座洲 |
| 発生日時 | 令和4年1月8日 15時50分ごろ |
| 発生場所 | 佐賀県唐津市牛島南西方沖の浅所 高串港沖防波堤北灯台から真方位301° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 25.9′ 東経129° 48.2′) |
| インシデントの概要 | プレジャーボート82は、漂流中、浅所に座洲した。 |
| インシデント調査の経過 | 令和4年1月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート 82、5トン未満（長さ6.21m） |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 290-33519佐賀、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを行ったのち、唐津市高串漁港に向けて帰航中、牛島南西方沖で燃料油タンクが空になり機関が止まって漂流し、船長が予備の燃料油タンクに切り替える作業を行っていたところ、西風により圧流され、牛島南西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、自力で離礁することができなかったので、118番通報を行い、来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、翌日、本件浅所から引き出され、自力で航行して高串漁港に帰航した。</p> <p>船長は、帰航を開始するに当たり、燃料油タンクの残油量を確認していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知っており、西風を受けて本件浅所の方向に圧流されていたので、錨泊してから予備タンクに切り替えていれば良かったと本インシデント後に思った。</p> |
| 分析 | <p>本船は、帰航中、西風を受ける状況下、本件浅所の西側付近で燃料油タンクが空になり、船長が、漂流した状態で予備の燃料油タンクに切り替える作業を行っていたことから、本件浅所に向かって圧流され、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>本船は、帰航を開始するに当たり、船長が、燃料油タンク内の燃料油の残量を把握していなかったことから、帰航中、本件浅所付近で燃</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>料油タンクが空になって漂泊した状態となり、燃料油タンクの切替え作業が必要になったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本インシデントは、本船が、帰航中、西風を受ける状況下、本件浅所の西側付近で燃料油タンクが空になり、船長が、漂泊した状態で予備の燃料油タンクに切り替える作業を行っていたため、本件浅所に向かって圧流され、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、付近に浅所が存在する海域で燃料油タンクの切替えを行う場合、風潮流の影響を受けて圧流されることのないよう、錨泊して作業を行うこと。 ・ 船長は、航行を開始する際、燃料油タンクが空になる前に浅所から離れた場所で燃料油タンクの切替えを行えるよう、燃料油タンク内の燃料油の残量を確認すること。 |